

実績評価書

平成14年9月

| | | |
|--------|-----|------------------------------|
| 政策体系 | 番号 | |
| 基本目標 | 3 | 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること |
| 施策目標 | 1 | 労働条件の確保・改善を図ること |
| | | 法定労働条件の確保・改善を図ること |
| 担当部局・課 | 主管課 | 労働基準局監督課 |
| | 関係課 | |

1. 施策目標に関する実績の状況

| | | | | | |
|--|---|---------|---------|---------|---------|
| 実績目標 1 | 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導業務の適正な運営を図ること | | | | |
| (実績目標を達成するための手段の概要) | | | | | |
| 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導を実施するとともに、労働者からの申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行っている。また、重大悪質な法違反が認められた場合に司法処分を行っている。 | | | | | |
| (評価指標) | H 9 | H 1 0 | H 1 1 | H 1 2 | H 1 3 |
| 定期監督等の実施状況 | | | | | |
| (定期監督等の実施件数) | 145,041 | 153,563 | 146,160 | 147,773 | 134,623 |
| (評価指標) | H 9 | H 1 0 | H 1 1 | H 1 2 | H 1 3 |
| 申告処理の状況(申告処理件数) | 27,850 | 33,554 | 35,352 | 38,743 | 41,444 |
| (評価指標) | H 9 | H 1 0 | H 1 1 | H 1 2 | H 1 3 |
| 司法処理の状況(司法処理件数) | 1,264 | 1,209 | 1,262 | 1,385 | 1,346 |
| (備考) | | | | | |
| 資料出所)労働基準法に基づく監督業務実施状況(統計資料) | | | | | |

2. 評価

(1) 実績目標の達成状況の評価

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| 実績目標 1 | 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導業務の適正な運営を図ること | | | | |
| 有効性 | | | | | |
| 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、監督指導を実施するとともに、労働者からの申告があればこれを受理し、これに対して監 | | | | | |

督指導の実施等により申告処理を行っている。また、重大悪質な法違反が認められた場合に司法処分を行っており、業務の適正な運営が図られている。

なお、平成 13 年度には、定期監督の実施件数は 134,623 件、申告処理件数は、41,444 件、司法処理件数は 1,346 件である。

(2) 施策目標の達成状況と総合的な評価

現状分析

定期監督等における法違反事業場数は、平成 9 年以降約 80,000 件台で推移している。

申告処理における法違反事業場数は、平成 9 年以降増加傾向で推移し、平成 13 年には約 21,000 件となっている。

施策手段の適正性の評価

監督指導によって多数の事業場の法違反の是正を図らせているとともに、重大悪質な事案については、司法処分を行っているほか、申告者からの申告を受理した場合には、適切に申告処理を行っており、施策目標の達成に有効である。

総合的な評価

申告処理件数が増加する中で、定期監督、申告処理、司法処分等の実施を通じて労働条件の確保・改善が適切に進められている。

3. 政策への反映方針

今後においても、申告・相談等の受動業務の増大が見込まれるが、これに適切に対処するとともに、定期監督についても最大限実施するほか、重大悪質な事案については厳正に対処するよう努めることとする。

4. 特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

各種政府決定との関係及び遵守状況

(「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第 10 次定員削減計画」「行政改革大綱」等)

なし

総務省による行政評価・監視等の状況

なし

国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

なし

会計検査院による指摘
なし